

議 事 概 要

会議の名称	令和3年度第2回豊中市障害者施策推進協議会		
開催日時	令和3年(2021年)12月13日(月)14時00分~15時30分		
開催場所	地域共生センター3階大会議室	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> ・不可・一部不可
事務局	福祉部障害福祉課	傍聴者数	0人
公開しなかった理由			
出席者	委員	牧里委員、河本委員、浦委員、飯尾委員、六車委員、大谷委員、中村委員、井上委員、岡田委員、三宮委員、荒木委員、湯川委員、星屋委員、長永委員、上田委員、檜山委員、中田委員 以上、17人 (欠席：澤委員、星名委員、藤井委員)	
	事務局	宮城福祉部長、森福祉部次長 (以下、障害福祉課) 酒井課長、細貝主幹、畑主幹兼障害福祉センターひまわり所長、森田課長補佐、阿部課長補佐、加藤副主幹、奥田係長、島井係長、河本係長、竹口、大汐、乗上	
	その他		
議題	<p>案件1. 通学支援サービスの創設について</p> <p>案件2. 障害者相談支援センター業務運営事業者候補選定部会について</p> <p>案件3. 豊中市障害者福祉施設整備事業者候補選定部会の選定結果について (報告)</p> <p>案件4. その他</p>		
審議等の概要	別紙のとおり		

議事要旨

○新委員あいさつ

○会長あいさつ

○事務局より配布資料の確認、定足数等の報告。

【案件1】通学支援サービスの創設について

(事務局)

- ・通学支援サービスの創設について概要を説明。

(委員)

- ・制度の創設にあたり大変な時間と労力を感じたので、豊中市らしいサービスになったと改めて思っている。
- ・通学保障の原則は福祉なのか。もともとサービスの対象外になっているのに、なぜ福祉で実施することになったのか理由があると思う。通学保障というのは、やはり基本的には教育が行うものだと理解しており、大阪府の教育委員会では医療的ケアの必要な子どもたちにタクシーと看護師を配置する取組みを、全国に先駆けて始めたということだ。これはこれで本当に先駆的で、また例外的なこともたくさん出てくるとは思うが、原則はやはり確認していただきたい。
- ・事業の目的のところ、通学、長期にわたる外出は原則教育委員会等に属するものであるが、教育権を保障するという一般的な意味で福祉的な施策として実施する旨を記載したほうがいいのではないか。これを公表すると、通学保障まで全部福祉でやらないという感じがしたので、そのあたりどうクリアされたのかも教えてほしい。

(会長)

- ・教育委員会と福祉部局の関係という点で、その話し合いや連携等はどうなっているかという質問にしたい。

(事務局)

- ・自立支援協議会において、通学に困難のある生徒の個別ケースを通じて議論が始まったものだが、原則論ではなかなか次の段階に行けないというぐらい議論が分かれているのが現状である。どこまで行っても平行線になってしまうようなところがあり、自立支援協議会としては、どちらが担当するかという議論は非常に大事だがとにかく困っている

人を支援する施策をつくっていかうということになった。

- 福祉から出ている話ではあるが、主に市内の小・中学校に通っている人が利用者の大半を占めるので、教育委員会としっかり連携していく、連携をさらに促進させる制度をつくったということである。玉虫色の決着であることは否めないが、まずは必要な方にしっかりと支援が行き届くような制度をつくろうということを優先して始めたというのが現状である。
- 通学支援制度により特例ではなく必要な方に必要な支援を提供できるということが、通学保障の原則についてさらに考えるきっかけになると思う。今後もしっかり議論を続けていかなければならないと考えている。

(会長)

- 厚生労働省と文部科学省との縦割りのひずみが豊中市で現れていると言える。それを乗り越えるために、自立支援協議会において福祉部局と教育委員会が実務的にどうできるかということ協議してきたものである。しかし、原則や理念、縦割りをどう越えるのかというとなかなか難しい問題である。そうは言っても何も進まないのでは、お互いにそのようなことを了解し、共有できる文言づくりを意識しながら協議を続けることと、事務的なレベルで丁寧に、きめ細やかにきちんと進めていくのがいいと思う。委員の質問についてそのように受け止めた。
- すぐ何かができるというわけではないが、理念的なことなので一緒にやろうという合意づくりは常に続けなければならない。繰り返して言っておかないと忘れてしまうことになるので、その点はよろしくお願ひしたい。

(委員)

- 現在小学校で勤務している。来年度、2022年4月1日から開始とあるが、あともう3か月半で4月1日を迎えるというような状況で、学校現場との連携を図りながら事業が展開されるということになる。現場で働く者としては、このサービスを利用する子どもについて登校時・下校時にスムーズに引き継ぎできるか、人が本当に少ない中で安心・安全な引き渡しができるのか、人的な保障はあるのか、また緊急災害等により学校が下校を促す場合など緊急時の対応をどうしていくのかというような懸念がある。また、学校現場としては急に4月1日からやりますと言われても、その体制づくりをきちんとしないといけない。資料には周知予定とあるが、学校現場との連携をしっかりと図っていくための周知について、今後どのようなスケジュールや内容で予定しているのかももう少し

し具体的に教えていただきたい。

(会長)

- 教育部門と福祉部門の組織的な決定をする上層部、現場で取り組んでいらっしゃる皆さん、職員組合、あるいは職制の中の組織において、日々大変な実務の中で、どうしたらいいか考えながら取り組んでいると思う。現場の実務レベルで話を進めるにしても、福祉部局からの依頼もしづらいところがあるし、教育現場からも福祉にこうしてほしいというの言いにくいところがあるかもしれないが、その部分をうまくまとめて、最前線で頑張っている先生や福祉のヘルパー、行政などをどう連携するか、いろいろな職制の中で現場の皆さんに対してどういう言い方をするかというのは、当事者である学校の先生が関わってくれないとなかなか難しい。そのようなことも含めて今後の見通しはどうかという質問ではないかと思う。

(事務局)

- 学校現場への周知としては、2月にある校長会において説明させていただくよう教育委員会と調整している。また、制度提案のためのプロジェクトチームで令和2年度、令和3年度と協議を行ってきたが、今後制度を円滑に開始させるため、これまでと同じメンバーである自立支援協議会、居宅介護・移動支援事業者連絡会、障害福祉課、教育委員会の児童生徒課とで連携の仕組みについて協議を始めている。
- 次年度、相談支援体制を再編することに合わせ、小学校単位で相談員の担当者をつけることが可能になり、例えば、何々小学校は何々事業者の誰々さんというような形で、非常に顔が見えやすい関係になる。そこでしっかり連携しながら、かつサービスの申込みから決定までの流れの中で、担当事業者を中心に通学支援計画のようなものを作成し、それを学校とサービスを提供する事業者と家庭とで共有するなど、学校にもきちんと情報が入っていくようサービスを進めていくことなどを考えている。

(会長)

- 校長会に協力を求めるということだが、教職員組合などとの関わりが大変だと思う。確かに制度的なところでは校長がそれぞれの学校の方向性を示して決断するのだと思うが、一人一人の先生は何も言えないのか。実務的にそこをきちんとやっておかないと、いくら上層部でいいと言っても現場では矛盾も出てくる。そのあたりを着実に話し合うような場がないと、よかれと思って相手に負担をかけてしまうことも起こり得るかもしれない。

- ・障害の分野では、私たちのことを私たち抜きに決定することはやめてくださいというのが世界の潮流だが、現場の人たちもそうだと思う。現場の人たちの声を聞いて、無視しないでやるというのがいい仕事をしていく大原則になると思う。そのあたりはどうか。

(事務局)

- ・教育委員会は任命権者が違うので、我々がはっきり申し上げられる内容ではないが、一般的には、いろいろな事業の展開においては教育委員会の中で全て調整を図っており、その中にももちろん組合との調整も含まれていると考える。本案件については、市長部局と教育委員会との連携の中で進めていくということになる。校長会でお示しをするが、それと同時に会長がおっしゃったような調整も図っていくということで理解いただきたい。

(会長)

- ・豊中の障害児教育・保育が進んだのは、保護者や当事者の皆さんの願いがあり、それを受け止める現場の教職員と福祉系の人たちがいたからだと思う。そのプライド、伝統のようなものを持っておかないといけないという思いがある。

(委員)

- ・自立支援協議会の会長としてこれまでの議論に参加していた。果たして福祉でやることなのかという思いはあるが、現実を見ると予算の問題などがあり、このままずっとその議論をしていても障害のある人の不利益になってしまうので仕方なくこの形でいくことになった。
- ・現場まで周知が行き渡るのかという話だが、一人一人の先生の考え方もさまざまである。障害のある子どもの通学支援を一日も早く実現しなければならないと思うと、やはり福祉が実施し、トップダウンでおろしていかないと制度としてなかなか実現できない。

(会長)

- ・自立支援協議会の会長として、その議論の一端を話していただいた。理念と制度の矛盾というか、あるいは原則と実務というか、必ずしもそれが一致しているわけではないので、その溝をどう埋めていくかということだと思う。理念は理念でもう議論しないということではなく、未来の大きな目標としてずっと持ち続けようということがないと、それぞれでやっても連携が難しくなる。
- ・やはり豊中の職員と教職員の皆さんがやってきた実績、つまり障害福祉が進んでいる、

障害児教育が進んでいるということは、今は歴史的な遺産だと思う。しかし、その担い手も定年退職でどんどんいなくなっている中で、教職員や職員たちにどう傳承されているのか。先輩たちの苦勞も含め私たちが引き継ぐという気持ちが常に維持できないと、その火が消えてしまう。何もしなければ消えてしまうのだから、火を消すことは簡単だ。たいまつでなくろうそくの火でいい。情熱を少しずつでも注ぎ込んで、消えるか消えないか分からないけれどずっと続くということに意味があり、次の世代がそれを担ってくれると思う。

【案件2】 障害者相談支援センター業務運営事業者候補選定部会について

(事務局)

- ・豊中市障害者相談支援センター業務運営事業者候補選定部会の設置について説明

(委員)

- ・委員構成区分について、誰が指名されているか分からないので何とも言いようがないが、「障害者の福祉に関する事業に従事する者で当事者」という区分はあわせて1人をさすのだと思う。この「事業に従事する者」と「当事者」とはどちらの比重が高いのか。当事者の視点と事業に従事する者の視点で相反するようなことがあった場合に、当事者の意見がなかなか出にくいのではないかと危惧する。このような場合は事業に従事しない当事者を入れてもいいのではと思ったので聞きたい。

(会長)

- ・福祉に従事するということと当事者ということ、少し矛盾することがあるのではないかとことだ。この2つの縛りをどう克服するのか説明してほしい。

(事務局)

- ・当事者の立場で事業に従事されている方について、両方の立場でご意見をいただきたく会長に指名いただいたもので、比重ということを特に意識したわけではない。当事者ならではの視点で事業をされているというところで非常に貴重な意見をいただける可能性があると思っている。

(会長)

- ・今の説明では事業者であるだけではだめだということなので、当事者であることを優先しているということでもあるようだ。あとは選ばれた委員がどのような立ち位置で発言されるかだ。事業者の目線ではばかり意見をおっしゃるのか、当事者の視点からおっしゃ

るのか、あるいはその両方を合わせて巧みに意見されるのか。そこは委員に信任するしかない。

- これから選定なので委員の名前は公表できないが、提案どおり進めていただきたい。

【案件3】豊中市障害者福祉施設整備事業者候補選定部会の選定結果について（報告）

（事務局）

- 豊中市障害者福祉施設整備事業者候補選定部会の選定結果について報告。

（会長）

- 株式会社ビサイドヒューマンの本社はどこか。株式会社の性質上、補助金の交付を受けたとしても、事業の経営がうまくいかなくなると豊中はどうでもいからやめてしまうというようなこともあり得る。本社が豊中市にあるとそのようなことが起きにくいと思う。
- 福祉の分野ではそのようなことは少ないかもしれないが、大手のスーパーが突然撤退してみんなが買物難民化するような事例もある。このあたりのことは少し意識して、本社が他市であっても、豊中市民のために貢献したいと言ってくれる事業者を選定してほしい。

（事務局）

- 株式会社ビサイドヒューマンの本社は吹田市にあるが、すでに市内で2か所グループホームを運営しており、適正に新規の指定を受けている事業者である。財務状況を確認した結果、適正にスプリンクラーの設置ができるものと考えている。

（会長）

- 相談支援センター業務運営事業者の選定部会についてもそうだが、選定、審査するときの評価項目というのは、事件を起こさないか、儲け主義に走らないか、不正を行うようなことはないか、これまでの財務はきちんとしているかというようなことばかりを見ている。豊中の障害のある人のために一緒になって頑張りたいなど、そのようなところを見るような質的な評価項目がもう少しあってもいいのではないかと。
- なぜかという、教育にしても福祉にしてもサービスの水準というのは人が命だからである。もちろん経験、技術や知識も必要だが、やはりその人の思いみたいなものがあると、利用する人も援助される人も一緒になってやっていただけという思いになる。常に現場の人が学習して自分たちの思いや技量を高めたいという気運がないと、適当にや

- ったらいい、給料だけもらったらいいという気持ちでは全然違う方向に行ってしまう。
- 豊中にはそのような思いが強い地域だと思われると、そのような人、そのような事業者しか来なくなる。いい加減にやるようなところだとそのような事業者ばかり来てしまう。よく悪貨は良貨を駆逐すると言うが、そのようなところを意識したほうがいいのではないかと思う。

【案件4】その他

○次回の開催予定について

(事務局)

- 次回は来年3月頃を予定している。

(会長)

- 議題はある程度決まっているか。

(事務局)

- 来年夏頃に、次期障害者長期計画と障害福祉計画・障害児福祉計画の策定に向けたアンケート調査を実施予定であり、内容や今後の進め方について報告する。案件2で説明した選定部会の結果等についても報告予定である。

(会長)

- アンケート調査について、自立支援協議会でも検討作業が入るのか。施策推進協議会を含めコロナ禍で頻繁に集まるということも難しいだろうが、内容や文言が決まる前の検討段階でいろいろな意見を聴取できるように進めてほしい。

○障害者施策推進協議会会長宛ての嘆願書について

(会長)

- 障害のある市民からの嘆願書が会長宛てに来ている。重度の障害のある人がロボットを使って喫茶店等でサービスを行うことができるようになるなど、重度の障害があっても就労できる機会が出てきたという報道もあるなかで、国が制度化した「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について豊中市でも取り組んでほしいということである。
- 重度障害のある人も訪問介護を受けながら自宅で就労できる道が開けたというところだが、市では原則重度訪問介護を要している人は就労できないということになっているら

しい。「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」について何か検討は進んでいるのか。答えないといけないから嘆願書が届いたのだと思う。

(委員)

- 自立支援協議会にも届いている。この制度もなかなか理想と現実とで差があると思うが、答えを返していかないといけないことだと思う。現状はまず行政で制度の方向性を示してほしい。

(会長)

- なかなか難しい課題かもしれないが、事務局レベルではどのような話になっているのか。推進協議会としても共有したいので可能な範囲で報告してほしい。

(事務局)

- 嘆願書は市長、各市議会議員、障害福祉課長宛てにも届いている。「雇用と福祉の連携による重度障害者等就労支援特別事業」は令和2年10月から新たに地域生活支援事業の中に位置づけられたもので、障害福祉サービス利用中は就労できないという規定があるところを、雇用と福祉の連携によって就労中でもサービスの利用を可能にしようという事業である。全国では、令和2年10月当初から開始しているところが2自治体、令和3年度事業実施済み及び事業実施予定のところは29自治体と聞いている。
- 事業実施への取組みに関していろいろなハードル等あるかと思うが、市内に希望者がすでにおられるということで、他市の状況を勘案しながら検討していきたいと考えている。

(会長)

- 実施を検討していると考えていいか。

(事務局)

- よい。

(会長)

- この方に返事をするのがどの段階かというところ、実施するかどうか決まってから顛末を報告するというところもあるかもしれない。応募したけれども採択されなかった、市として努力したけれども取り上げてもらえなかったということもあるかもしれない。あまり期待だけ与えても、そのような報告の仕方はいかなるものかとなってしまっているので判断に迷うところではあるが、方向性が決まったら教えてほしい。
- 我々としては、嘆願書をいただいて知らん顔はできないし、どうなっているのかと言わ

れると何かの答えはしないといけない。よろしくお願ひしたい。

○議事概要について

(委員)

- ・議事録について、ホームページには要約された概要が載っている。毎回公表前に確認するわけだが、いかんせん概要なので、どのような話、どのようなニュアンスのもとでその発言になったのかがわかりにくい。そこで、概要を作成する前の文字おこしされたものを委員には送っていただけないか。差別解消支援地域協議会では、文字おこしされたものと要約の両方を送ってもらっている。

(会長)

- ・今の質問は、逐語録はあるのか、なかったら作らないのかということ、あるのであればそれを委員の範囲の中で公表することは可能なのかという3つが含まれていると思うがどうか。

(事務局)

- ・現在、審議会等の会議の公開の実施に係る要領に基づき、審議会の概要として発言の要旨をお配りし、ホームページ上で公開している。逐語録にすると分量が膨大になるということ、かえって話の論点がわからなくなることも考えられるので、今後も概要という形式で作成していきたい。

(委員)

- ・一般に公表するのは概要でも仕方がないと思うが、確認する上で必要性があれば委員にのみ開示していただけないかということである。今の事務局の説明では一般に公表することを念頭に置いた話のように聞こえたので、確認したい。

(会長)

- ・委員だけに限定した逐語録は作成、公開しないのかということだ。

(事務局)

- ・今のところ委員にも議事概要でお願いしたいと考えている。

(委員)

- ・前回の概要版の確認の際に疑問に思うところが数か所あったのでこの話をしている。また、差別解消支援地域協議会の経験でいうと、要約版では自分の発言が何を言っている

か分からないような内容になっており、要約前の全文と照らし合わせたときに、発言が間違えて捉えられ文章化されていたということがあった。間違えて文章化されたのは、自分の発語がどうしても悪いために聞き取りにくかったことが原因でもあったので、合理的配慮としても要約前の文章を開示してほしいと思う。

(会長)

- 今の委員の発言の趣旨を酌むと、このような会議の議事録は当事者にわかりやすいようにする合理的配慮の対象にはならないのかということだ。どの程度が合理的配慮になるのか難しいところがあるが、対象になるのであればきちんとしなければならない。そのようなことを含め、今日のところは検討課題ということにしてよいか。他の委員の意見も聞きたい。

(委員)

- 議事録をしっかりと公開していくというのは当たり前のことで、いろいろと他の協議会にも参加しているが、自分が発言したことが意図しないような内容で議事録に載っているケースもあるのではないかと思う。
- 自分の発言には責任をもっているつもりなので、発言した委員の名前が出ている状態で確認、修正の連絡をし、最終確定していくことでより丁寧な議事録になっていくと思う。これは、委員の中ではもちろん、議論の内容を市民に向けてしっかり正確に発信していくためにも重要なことだと思う。一旦検討することだが、今日の会議もそのようにしていただければよりしっかりとしたものになっていくのではないか。

(会長)

- 公表を前提にした概要についてはこのままでいいが、発言した委員の名前が出ていて、その委員が責任を持ってチェックする、そのような意味でいうと、事前に確認する議事録は記名であったほうがいだろう、それも含めて検討してほしいということだ。自分の発言したことに責任を持って、このような意味ではないということを伝えなければいけないし、最終的な概要についてもこのような趣旨ではないということがあれば言っていたく必要がある。

○議事全体について

(副会長)

- 今日は久しぶりに集まったの会議ということで、意見がたくさん出てきたと思う。

- 議事録については、他の会議でも最初に名前入りで委員に配られて、間違いがあれば委員が連絡し、最後は委員の名前を伏せて公表されると思うが、そのような形でやれば良いと思う。
- 通学支援については大変な事業だと思う。私も学校の見守り隊として月に2回くらいは校門のところに立っており、通学支援というのがいちばん気になっていた問題である。障害のある子どもはどうやって通学しているかということ、友達と一緒に来ている子どももいる。社会教育、福祉教育の一環としても他の児童と一緒に来るとするのはものすごくいいと思う。また、車椅子を使っている子ども、重度の障害のある子どもなどは保護者が連れてきている。友達と一緒に通学している子どもについては、そのまま維持できればいいという思いはある。保護者が一緒に通学している子どもに関しては、何らか都合が悪いときには、やはり友達に任せるわけにもいかないということで、通学支援のサービスが必要だと思う。ただ短時間で毎日となるとヘルパーの確保が大変である。そのようなことを含め、これから大変だとは思いますが本当にいい制度をつくってほしい。自立支援協議会において、特に現場でそのような状況を見ている人、また本当に困っている人の意見をまとめて本当に幅広く協議されているので、いろいろな問題も全部入ってきていると思うが、私も現場でそのように思っており、障害者の親として、こうあるべきという問題は持っているので、よろしくお願ひしたい。
- 相談支援について、これは将来的には必要な体制だと思う。各校区の地域包括ケアシステムの中で障害のある人が65歳以上になったときに、今度はケアマネジャーとの連携というのが必要になってくる。そのようなことを考えていった場合、一つのケアシステムの中で一つの地域分けができるかということはあるが、知的障害のある人、重度の発達障害のある人また精神障害のある人にとっては、慣れ親しんだ人とのつながりがものすごく大きなウエイトを占めている。再編にあたっては本当に本人との連携をきっちり図っていただきたい。今後、障害のある人自身が本当に困惑するかもしれないということを念頭に置いて進めてほしいと思う。
- 知的障害のある人の場合、自分でなかなか発信できず、合理的配慮にしてもサービスの問題にしても需要がなかなか出てこないという問題がある。また、豊中市でバリアフリー推進協議会が新しくできたが、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人が入っていない。知的障害のある人にも情報のバリアフリーを含めてバリアフリーが必要である。そのようなことも含め、すべての障害のある人についての施策でなけれ

ばならないと常々思っており、幅広い形の中でいろいろ協議をしていければいいと思う。

以上